

壬生町国土強靱化地域計画(第2期)

令和8年3月
壬生町 総合政策課

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の法的位置づけ	1
3 計画の期間	2
第2章 計画の基本的な考え方	3
1 国土強靱化に向けた目指すべき将来の姿	3
2 基本目標	4
3 事前に備えるべき目標	4
第3章 想定するリスクと脆弱性評価	5
1 本町の特性	5
2 本町における自然災害の想定	6
3 リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)の設定	6
第4章 強靱化に向けた推進方針	8
目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	8
目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	15
目標3 必要不可欠な行政機能は確保する	20
目標4 経済活動を機能不全に陥らせない	21
目標5 情報通信機能・情報サービス、ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	24
目標6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	27
第5章 計画の推進及び進捗管理	29
1 計画の進捗管理・評価	29
2 整備関連の個別事業計画一覧	29
資料編	32
1 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果	32

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

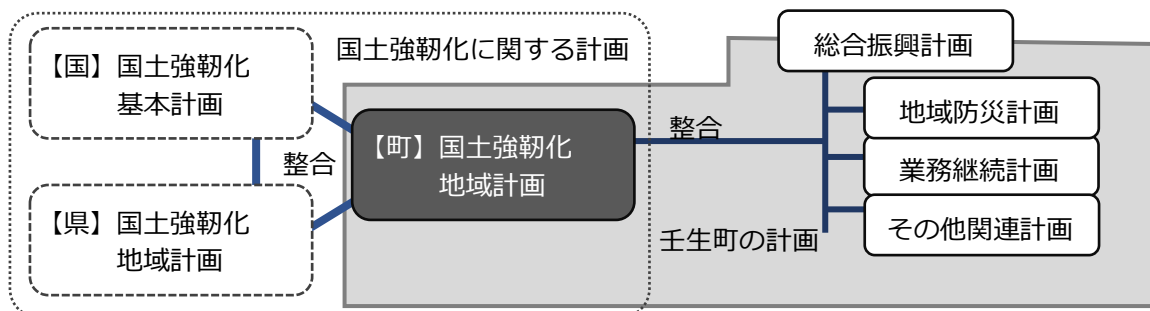
近年、我が国では、集中豪雨の多発や度重なる地震の発生、台風の大型化など、自然災害に対するリスクが高まっている状況にあります。この事態を受け、国では平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成 25 年法律第 95 号)」(以下、「基本法」という。)が施行され、同法に基づき「国土強靱化基本計画」(以下、「基本計画」という。)が策定され、国土強靱化に関する施策が総合的・計画的に進められているところです。

本町においても、自然災害等のリスクから町民の生命・財産を守るとともに、被害の軽減及び迅速な復旧・復興に取り組めるよう、本町の国土強靱化に関する取り組みを着実に推進するために令和3年度から令和7年度までの5年間の「壬生町国土強靱化地域計画」(以下、「本計画」という。)を策定しました。本計画は、計画期間が完了することから、今回、令和8年度から5年間の取り組みを位置付けた計画を策定し、近年発生した災害の状況や町の取り組みの進捗状況等を踏まえるとともに、国の基本計画や栃木県国土強靱化地域計画との調和を図る内容とします。

2 計画の法的位置づけ

本計画は、基本法第 13 条の規定に基づく「国土強靱化地域計画」として策定するもので、国の基本計画や県で策定する国土強靱化地域計画との整合を図るとともに、壬生町総合振興計画や壬生町地域防災計画と調和を図り策定するものです。

■計画の関係図



■本計画と地域防災計画の位置づけ

発生前	災害発生	発生後
国土強靱化計画		
地域防災計画		
社会経済システムの強靱化 (最悪の事態を回避する取組)	災害予防 応急体制整備 復旧・復興体制整備	応急 復旧 復興

3 計画の期間

本計画は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間で計画期間とします。ただし、計画期間中においても施策の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

第2章 計画の基本的な考え方

1 国土強靱化に向けた目指すべき将来の姿

国土強靱化の推進による目指すべき姿は、壬生町地域防災計画で定める次の災害対策の3つの理念とします。

(1) 町民の生命を守る

地震や台風、竜巻等風害など、本町で今後想定される様々な災害に備え、町民の生命を守ることを最優先とした防災・減災対策を行う。

(2) 自助、互助・共助と公助による支え合い

防災の基本理念を実行し、災害に迅速かつ的確に対応していくためには、町民一人ひとりが自分の身は自分で守る「自助」と、地域の町民がお互いに助け合う「互助」、社会福祉協議会、災害関係ボランティア、NPO、企業等が支援する「共助」、行政による「公助」が、相補って協力していくことが重要である。

このため、各主体が互いに連携し、被災者・避難者の支援や被災地の復旧・復興に向けた取組を行っていく。

(3) 災害に対する「強さ」と速やかに回復する「しなやかさ」を兼ね備えた地域づくりの推進

消防団や自主防災組織の活性化、食料や物資等の備蓄、正しい防災知識の普及や防災教育の充実、地域の危険情報の周知徹底、災害関係ボランティア団体との連携などを行うとともに、今後発生する災害に備え、建物の耐震化や、道路・河川・橋りょう等の社会基盤の整備など、町民総ぐるみの防災対策により、災害に強い地域づくりを目指す。

また、事前の備えを万端にすることにより、自然災害や事故が起こったとしても、有事から速やかに回復することができるしなやかな地域づくりを目指す。

2 基本目標

本計画の基本目標は、国の国土強靱化基本計画が掲げる基本目標と整合を図り、次の4つとします。

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

3 事前に備えるべき目標

国の国土強靱化基本計画と調和を保ちつつ、事前に備えるべき目標は次の6つとします。

- (1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- (3) 必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (5) 情報通信機能・情報サービス、ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- (6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第3章 想定するリスクと脆弱性評価

1 本町の特徴

(1)位置・地勢

本町は、栃木県の中央やや南に位置し、東・南は下野市、西は栃木市、北は宇都宮市と鹿沼市に接しています。

本町の大部分は、関東平野の北部に当たる平坦地で、東西約8km、南北約12.5km、面積61.06km²、中央部(役場)の標高は66.3mとなっており、西境沿を思川、中央部を黒川、東境沿を姿川が流れています。壬生町南郊で思川と黒川が合流していますが、二つの川はいずれも足尾山地に源を発し、山麓に広い扇状地を形成しており、思川の扇状地がいわゆる栃木台地で、比較的低位のため広い水田地帯を形成しています。黒川には新旧の扇状地が付帯し、新しい扇状地は低位で、鹿沼市や壬生町の市街地を乗せ、古い方の上位扇面が壬生町北部の台地をつくっています。壬生町中部以南は扇端に当たる地域となります。

道路の主なものは、一般国道352号と町の南北を縦断する県道宇都宮・栃木線の主要幹線をはじめ、県道13路線が縦横に通じています。また、平成12年には北関東自動車道の開通及び壬生ICが設置されています。

(2)気象

本町は、気候上は夏の高温、冬の強い季節風と乾燥を特徴とする表日本式気候の中「中部・関東型」に属しますが、その中では季節風はやや弱く、空気の移動が鈍く、夜明けごろ低温になるという内陸型を示しています。県内としては県南型に分類され、比較的温暖で、住みよい気候といえます。

降雨量は、関東平野の中ではやや寡雨地帯といえますが、雷が多く、全国でも多発地帯として有名な栃木県の中でも発生頻度は高い水準にあります。風については、関東地方は一般的に強い風が吹き、夏の東南風、冬の北西風が著しく、特に冬の季節風は「おろし」と呼ばれ、男体おろし、赤城おろし、那須おろし等が有名ですが、本町付近は両者のエアマス(気団)の斬移帯となり、宇都宮不連続帯と呼ばれる、風が弱い地域です。

(3)過去の災害

本町における過去の主な災害については、大雨(台風、低気圧、梅雨前線に伴うもの)や降ひょうがほとんどとなっています。また、近年は竜巻(突風)の被害も発生しており、家屋やビニールハウスの損壊や倒木等の被害があげられます。地震による被害については、平成 23 年に起きた東日本大震災において建物の損壊があげられましたが、大規模な地すべりによる被害は発生しておりません。

2 本町における自然災害の想定

本町の特性や過去の災害を踏まえた今後の自然災害の想定では、主に大雨・台風・地震によるリスクが高いといえます。特に地震については、県が行った最も甚大な被害を被る可能性のある地震のうち、「壬生町直下地震」では死者数が 100 人前後、重傷者 200 人前後が発生するシミュレーション結果となっています。これらの本町に甚大な被害をもたらす恐れのある大規模自然災害を想定対象とします。

3 リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)の設定

本町の特性や自然災害の想定を踏まえ、リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)を次の通り設定しました。

■リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)の一覧

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生、交通麻痺
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水やため池、防災インフラ等の損壊・機能不全、堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		1-4	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生、広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給の停止
		2-2	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による地方行政機関の職員・施設等の機能の大幅な低下、現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、エネルギー供給の停止による社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な被害、金融サービス・郵便等の機能停止による町民生活・商取引等への甚大な影響
		4-2	基幹的陸上ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う町民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-4	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
		4-5	農地・森林等の被害による国土の荒廃
5	情報通信機能・情報サービス、ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止
		5-2	上下水道の施設等の長期間にわたる供給及び処理機能停止、異常濁水等による、処理停止及び給排水途絶に伴う生産活動への甚大な影響
		5-3	防災インフラの長期間にわたる機能不全（再掲対応）
		5-4	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止とそれに伴う災害情報が必要な者に伝達できない事態、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興ができなくなる事態
		6-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5	風評被害や信用不安、生産力の回復の遅れ、大量失業・倒産等による経済等への甚大な影響（再掲対応）

第4章 強靱化に向けた推進方針

第3章で示した本町の特性やリスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)を回避するために必要な取り組みをリスクシナリオごとに示します。

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

◆目標1にかかるKPI(重要業績指標)

関連シナリオ	指標名	現状値 (R7年度)	目標値 (R12年度)
1-1	自主防災組織の整備率 〔総務課〕	48.8% (80自治会のうち39 団体に設置)	61.3% (80自治会のうち49 団体に設置)
1-1	空家除却数 〔建設課〕	16棟	53棟
1-1	消防団定員充足率 〔総務課〕	84.7%	100%
1-1	住宅の耐震化率 〔都市計画課〕	92.3%(R6)	100%
1-2	防災メール登録者数 〔総務課〕	3,000人	4,000人

シナリオ 1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生、交通麻痺

①火災予防に関する啓発活動・地域の消防力の確保

〔総務課、総合政策課、健康福祉課、商工観光課、学校教育課〕

日頃から火災の発生予防を意識した行動をとれるよう、様々な機会を通じた啓発活動に取り組みます。また、災害発生時に一人ひとりが速やかに適切な行動をとれるよう、訓練機会の充実や防災に係る組織の活動支援を行います。

■主な取組(◎はKPI対象事業)

- 広報紙、公式ウェブサイトや、SNS等による防災情報の提供
- 町民の防災意識の高揚

- 児童・生徒及び教職員に対する防災教育
- 防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育
- 町職員に対する防災教育
- 防災に関する調査研究
- 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮
- 言い伝えや教訓の継承
- 町職員向け災害救助法等の研修への参加
- 個人・企業等における対策
- ◎自主防災組織の整備
- 防災士の育成
- ◎消防団の活性化の推進
- 女性防火クラブの育成・強化
- 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進
- 総合防災訓練(他、各種防災訓練)
- 初期消火体制の充実強化

②住宅、建築物等の耐震化

〔総務課、建設課、都市計画課、学校教育課、生涯学習課、スポーツ振興課〕

住宅やビル等の耐震診断および耐震改修を促進するとともに、建築物耐震改修促進事業を活用した耐震改修を推進します。また、多くの町民が利用し、かつ災害時の避難場所ともなる公共施設の耐震化を推進します。

■主な取組(◎は KPI 対象事業)

- 一般建築物に対する予防対策
- ◎建築物耐震改修促進事業
- 防災上重要な公共建築物の災害予防対策
- 小中学校施設の老朽化対策
- 保健体育施設の老朽化対策
- 社会教育施設の老朽化対策
- 社会福祉施設の耐震化対策
- 小中学校ブロック塀・ネットフェンスの安全対策

③老朽空き家対策

〔建設課〕

災害発生時の倒壊や火災等の危害を防ぐため、管理が不十分な老朽化した空き家対策を推進します。

■主な取組(◎は KPI 対象事業)

- ◎空き家対策総合支援事業

④市街地整備

〔総務課、建設課、都市計画課〕

災害に強く、かつ災害が発生した後も速やかに復旧・復興が行える都市施設の整備を推進します。

■主な取組

- 災害に強い都市構造の形成
- 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備
- 交通結節点の整備
- 防災機能を有する都市公園の整備
- 市街地再開発事業等の促進
- 六美町北部土地区画整理事業の支援

⑤防災拠点機能の確保

〔総務課、都市計画課〕

大規模災害発生時における迅速かつ的確な応急対応を実施するため、消火、救出・救助活動、物資輸送活動、医療活動等において重要な役割を担う防災拠点について、関係機関と連携を図りながら計画的に整備します。

■主な取組

- 活動拠点の指定
- 災害対策活動拠点の整備

①町民等への災害情報の伝達

〔総務課、総合政策課〕

町民に向けて防災上重要な情報が速やかにかつ確実に伝達されるよう、様々な媒体を活用した情報伝達体制を整備します。また、災害発生時においても関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集・伝達が行える環境を整備します。

■主な取組(◎は KPI 対象事業)

- ◎防災メールの活用
- エリアメールの活用
- 町公式ウェブサイト、SNS 等を活用した災害情報の発信
- 他機関の通信施設の利用
- 多様な通信手段の確保
- 避難所での公衆無線 LAN の活用
- 県防災行政ネットワークの活用
- 町防災行政無線システムの活用
- 公衆電気通信施設
- 警察通信設備の優先利用
- 非常通信の利用
- 放送要請
- 報道機関への情報提供

①救助・捜索体制の強化

〔総務課〕

大規模災害発生時において、人命救助活動等を迅速かつ効果的に行われるよう、日頃からの訓練の充実や消防組合との連携強化を図ります。

■主な取組

- 防災訓練など被災者救助や石橋地区消防組合と連携した捜索施策の推進

②河川改修等の治水対策

〔総務課、建設課、下水道課〕

水害を予防し、河川の安全性を高めるため、河川改修によるハード対策とハザードマップによる啓発等のソフト対策を一体的に推進します。また、浸水により移動や救助活動等に支障がでないよう、街中における浸水・冠水予防対策を推進します。

■主な取組

- 水防活動体制の整備
- 浸水想定区域における対策
- 歩行者用地下道冠水対策
- 町ハザードマップの有効活用
- 消防団各消防センター浸水対策
- 各排水区の雨水管渠整備

③河川・砂防施設等の長寿命化対策

[建設課]

豪雨等による災害発生時の被害を最小限度にとどめるため、河川管理施設の適切な維持管理や長寿命化対策を推進します。

■主な取組

- 江川管理事業

④農業利水施設の老朽化対策及び耐震化

[農政課]

災害が発生した際に農業生産等への影響が大きい基幹的農業水利施設の老朽化対策及び耐震化を推進します。

■主な取組

- 土地改良施設の修繕に対する補助事業

シナリオ 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生、広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
1 - 4

①ライフラインの災害対応力強化

[総務課]

災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、関係機関と連携し、災害対応力の向上を図ります。

■主な取組

- 東京電力パワーグリッドと災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定締結(重要施設の早期復旧を図る)

②道路の防災・減災対策及び耐震化

[建設課]

災害発生を問わず、常時安全で信頼性の高いネットワークを確保するため、道路の防災・減災対策及び耐震化を推進します。

■主な取組

- 建設業者との町道維持管理業務委託締結による道路施設の応急復旧体制の整備

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

◆目標2にかかる KPI（重要業績指標）

関連シナリオ	指標名	現状値 (R7年度)	目標値 (R12年度)
2-1	重要物流道路整備率 〔建設課〕	76.3%	100%(R10)
2-2	消防センター耐震化整備率 〔総務課〕	100%	100% (維持)
2-3	一時避難に関する協定数 〔総務課〕	2件	3件
2-4	災害対応訓練実施状況 〔総務課〕	2回	2回

シナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給の停止

①物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備

〔総務課、建設課〕

災害発生直後の被災地域町民の生活を確保するため、必要となる物資の現物備蓄及び流通備蓄を計画的に進めます。また、必要となる物資の選定については、食物アレルギー対応等にも配慮します。

■主な取組

- 食料、生活必需品の備蓄、調達体制の整備
- 防災用資機材の備蓄、調達体制の整備
- 物資・資機材等備蓄スペースの確保
- 物資の供給体制及び受入体制の整備
- 輸送手段の確保体制の整備
- 相互応援協定の締結

②道路の防災・減災対策及び耐震化

〔建設課〕

災害発生を問わず、常時安全で信頼性の高いネットワークを確保し、物流が滞ることのないよう、道路の防災・減災対策及び耐震化を推進します。

■主な取組(◎は KPI 対象事業)

- ◎重要物流道路改良事業
- 幹線町道整備事業
- 町道保全事業
- 建設業者との町道維持管理業務委託締結による道路施設の応急復旧体制の整備【再掲】

③緊急輸送体制の整備

〔総務課、総合政策課、建設課、都市計画課〕

災害発生時において、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送することができるよう、国・県・関係機関と連携し、緊急輸送体制の整備を進めます。

■主な取組

- 緊急輸送路の指定
- 陸上輸送体制の整備
- 空中輸送体制の整備
- 関係機関との連携による輸送体制の強化

①相互応援体制の整備

[総務課]

町の対応能力を超える大規模災害に備え、地方公共団体間による広域的な相互応援体制や関係機関との協力体制を確立します。

■主な取組

- 組織の充実強化
- 町、石橋地区消防組合の対策
- 災害時相互応援協定の適切な運用

②消防広域応援体制の整備

[総務課]

町内で発生した大規模災害時における人命救助活動等を迅速かつ効果的なものとするための対策を推進します。

■主な取組

- 自主防災組織設立運営の支援
- 防災士育成の推進

③活動拠点機能の確保

[総務課]

大規模災害の発生時において、迅速かつ的確に消火、救急、救助活動を行うことができる体制整備を推進します。

■主な取組

- 緊急時の代替施設の検討

①帰宅困難者対策

[総務課]

大規模災害発生時等において、帰宅困難者が発生した場合に備えた対策を推進します。

■主な取組(◎は KPI 対象事業)

- 栃木県帰宅困難者対策連絡会議への参加
- 避難場所等の確保
- 町民等への事前周知
- ◎一時避難に関する協定締結の推進

①救急・災害医療の整備と連携強化

[総務課、健康福祉課]

災害発生時において、必要な医療が確保されるよう関係機関相互の連携により、医療提供体制を確保します。

■主な取組(◎は KPI 対象事業)

- 県救急・災害医療組織として、連絡体制の構築、体制の検討及び情報共有の実施
- 救急医療体制の構築
- 医師会・歯科医師会との連携と情報共有
- 応援要請
- ◎災害対応訓練の実施

②DMAT 指定病院との連携体制の構築

〔健康福祉課〕

被災地における医療提供体制を確保するため、県や DMAT 指定病院との連携体制を構築します。

■主な取組

- DMAT を医療班として含む県保健医療調整本部との情報共有・連携

③医療機関におけるライフラインの確保

〔総務課〕

災害発生時に、医療・救護活動が滞ることのないよう、電気、ガス、水道、医療機関の自家発電や医療従事者、患者搬送用の燃料など、医療機関等におけるライフラインの確保に努めます。

■主な取組

- 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

シナリオ 2 - 5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
-----------------------	--

①感染症予防対策

〔総務課、健康福祉課、農政課、商工観光課〕

避難場所、被災地区において感染症の発生予防、まん延防止や食中毒等の健康にかかるリスクの発生に備え、平常時から感染症等の予防対策に取り組みます。

■主な取組

- 感染症対策
- 食品衛生指導
- 栄養指導対策
- 保健対策

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

◆目標3にかかるKPI（重要業績指標）

関連 シナリオ	指標名	現状値 (R7年度)	目標値 (R12年度)
3-1	災害対策本部非常用電源機能整備 〔総務課〕	新庁舎移転時に整備済 (維持)	整備済(維持)
3-1	災害対策本部訓練実施回数 〔総務課〕	1回	1回

シナリオ
3 - 1 被災による地方行政機関の職員・施設等の機能の大幅な低下、現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

①事業継続計画(BCP)の策定・見直し

〔総務課、総合政策課〕

「壬生町業務継続計画」に基づき、人員不足時の対応や災害対応力の向上を図ります。

■主な取組(◎はKPI対象事業)

- 業務継続計画の策定
- データセンターとの回線切断時の対応
- ◎災害対策本部訓練の実施

目標 4 経済活動を機能不全に陥らせない

◆目標 4 にかかる KPI（重要業績指標）

関連 シナリオ	指標名	現状値 (R7年度)	目標値 (R12年度)
4-1	BCP 策定セミナー情報提供 数（累計） 〔商工観光課〕	3回	15回
4-3	水田整備率 〔農政課〕	48.3%(R6)	60.7%
4-3	多面的機能支払交付金活動 面積 〔農政課〕	849ha	877ha

シナリオ 4 - 1

サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、エネルギー供給の停止による社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な被害、金融サービス・郵便等の機能停止による町民生活・商取引等への甚大な影響

①町内事業者における事業継続計画(BCP)の策定支援

〔商工観光課〕

事業者等における自主的な防災対策の推進を促すため、町内事業者に対して事業継続計画の策定支援として、栃木県が実施するセミナーや個別相談等の周知、情報提供を行います。

■主な取組(◎は KPI 対象事業)

- ◎栃木県が実施するBCP策定支援事業や BCP 策定に係るセミナー、個別相談等について町内事業者に周知、情報提供

②本社機能、工場等の移転・分散

〔商工観光課〕

我が国全体の強靱化に貢献する観点から、首都直下地震など首都機能に甚大な被害が生じる災害が発生した場合における事業継続に資するよう、東京圏等に立地する企業の本社機能、工場等の移転・分散を推進します。

■主な取組

- 企業が移転、分散等を目的に本町に立地する際の受け皿となる産業団地の整備
- リスク分散化としての本町の強み、魅力についてのPR

シナリオ
4 - 2

基幹的陸上ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

①町道の整備

〔建設課〕

災害発生時における避難路や代替輸送路を確保するため、迂回路として活用できそうな町道の把握及び必要な整備・保全に取り組みます。

■主な取組

- 重要物流道路改良事業
- 幹線町道整備事業

シナリオ
4 - 3

食料等の安定供給の停滞に伴う国民生活・社会経済活動への甚大な影響

①農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化

〔農政課〕

災害発生時の被害を最小化させるため、農業水利施設等の生産基盤の施設改良や適切な維持管理に取り組みます。

■主な取組(◎は KPI 対象事業)

- ◎多面的機能支払い事業
- ◎圃場整備事業の推進(水田整備率)
- 土地改良施設の修繕に対する補助事業

①原子力災害対策、有害物質等の拡散・流出対策

[総務課]

災害発生に伴う有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するための対策を推進します。

また、近隣県の原子力発電所等における異常事態等に伴う原子力災害から町民の生命及び身体を保護する取り組みを進めます。

■主な取組

- 危険物施設等災害予防

①農地・農業用利水施設等の適切な保全管理

[農政課]

農業や農村が有する国土の保全機能、水資源の涵養、自然環境の保全等の多面的な機能の発揮に向けた取り組みを進めます。

■主な取組(◎は KPI 対象事業)

- ◎多面的機能支払い事業【再掲】
- ◎圃場整備事業の推進【再掲】

②森林の適切な整備・保全

[農政課]

森林が有する水資源の涵養、土砂流出の防止等の多面的な機能の維持・増進を図ります。

■主な取組

- 平地林保全対策事業

目標5 情報通信機能・情報サービス、ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

◆目標5にかかる KPI（重要業績指標）

関連 シナリオ	指標名	現状値 (R7年度)	目標値 (R12年度)
5-2	管路の耐震化 〔水道課〕	7,718m(R6)	8,404m
5-2	配水場の耐震化 〔水道課〕	1(R6) (施設数)	2 (施設数)
5-4	情報通信施設の非常用発電機 配備率 〔総務課〕	100% (1箇所)	100% (維持)
5-4	避難所用非常用発電機設置 箇所数 〔総務課〕	100% (15箇所)	100% (維持)

シナリオ 5-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

①ライフラインの災害対応力強化

〔総務課〕

災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保及び早期復旧を図るため、エネルギー供給事業者等の関係機関・事業者と連携し、災害対応力の向上を図ります。

■主な取組

- 事業者の予防対策(電力施設・ガス施設)
- 災害時におけるLPガス供給等に関する協定

①事業継続計画(BCP)の策定・見直し

[水道課、下水道課]

上下水道施設の長期にわたる供給・機能停止を防止するため、上下水道のそれぞれにおいて業務継続計画の策定・見直しを促します。

■主な取組

- 水道 BCP の策定(水道課)
- BCP の見直し(水道課、下水道課)
- BCP 訓練の実施(水道課、下水道課)

②上下水道施設の耐震化

[水道課、下水道課]

災害発生時において、上下水道の機能不全は飲料水供給の停止、公衆衛生上の問題を引き起こすなど、町民の安全に大きな影響を与えることから、上水道、下水道の維持管理、耐震化を推進します。

■主な取組(◎は KPI 対象事業)

- ◎ライフライン関係機関(上水道施設)の対策
- 水処理センター改築更新事業

③農業集落排水施設の老朽化対策及び耐震化

[下水道課]

災害発生により、農業集落における排水施設の機能停止を防止するため、排水施設の耐震化等の老朽化対策を推進します。

■主な取組

- 施設の老朽化対策

①情報の収集、伝達体制の確保

[総務課、総合政策課]

災害発生時においても、県、町、防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報収集、情報伝達を確保します。

■主な取組(◎は KPI 対象事業)

- 防災メールの活用
- エリアメールの活用
- 多様な通信手段の確保
- 他機関の通信施設の利用
- 避難所の公衆無線 LAN 整備
- 県防災行政ネットワーク
- 町防災行政無線システムの活用
- 公衆電気通信施設
- 警察通信設備の優先利用
- 非常通信の利用
- 放送要請
- 町公式ウェブサイト、SNS 等を活用した災害情報の発信
- 報道機関への情報提供
- ◎情報通信施設の非常用発電機の配備

②電源の確保

[総務課]

災害発生時の迅速かつ的確な情報収集・情報伝達及び関係機関相互の情報の共有等を図るため、安定した電源確保に取り組みます。

■主な取組(◎は KPI 対象事業)

- ◎避難所指定の施設について非常用電源整備の促進

目標 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

◆目標 6 にかかる KPI（重要業績指標）

関連シナリオ	指標名	現状値 (R7年度)	目標値 (R12年度)
6-1	災害廃棄物処理計画策定状況 〔生活環境課〕	策定済 (R3年度)	策定済 (見直しや改訂による維持)

シナリオ 6 - 1

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

①災害廃棄物の処理体制の整備

〔生活環境課〕

国、県や関係団体等と連携し、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理できる体制の確保に努めます。

■主な取組(◎は KPI 対象事業)

- 災害時相互応援協定の適切な運用
- 町内に立地する廃棄物処理事業者に対し、災害廃棄物処理の協力体制の確保
- ◎災害廃棄物処理計画策定事業

シナリオ 6 - 2

復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興ができなくなる事態

①道路啓開等の復旧・復興を担う人材の確保

〔総務課〕

道路啓開を迅速に行う等復旧・復興に携わる人材の確保を図るため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、防災訓練等を通して、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図ります。

■主な取組

- 相互応援協定の締結

シナリオ
6 - 3

貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

①有形無形文化財の保全

〔生涯学習課〕

大規模災害発生時において文化財への被害が最小化となるよう耐震・耐火等の災害対策を進めるとともに、被害が発生した場合においても被害状況の把握や保存・修復が早期に行われるよう、文化財のデジタル化を進めます。

■主な取組

- 文化財災害予防対策
- 有形無形文化財に関する映像等の記録、アーカイブ化

シナリオ
6 - 4

事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

①地籍調査の促進

〔農政課〕

災害発生時の迅速な復旧・復興に資する、現地復元性のある地図を整備するために地籍調査を推進します。

■主な取組

- 地籍調査(令和7年度現在事業休止中)

シナリオ
6 - 5

風評被害や信用不安、生産力の回復の遅れ、大量失業・倒産等による経済等への甚大な影響（再掲対応）

再掲)シナリオ4-1に基づく

第5章 計画の推進及び進捗管理

1 計画の進捗管理・評価

本計画に基づく各種施策については、地域の強靱化を目的としたものであるため、壬生町地域防災計画をはじめとし、本町の分野別計画と整合性を図り推進するとともに、進捗管理及び評価を行います。

進捗管理についてはそれぞれの施策及び KPI について行うとともに、PDCA サイクルを繰り返し、全庁が一丸となって取り組みを推進します。

2 整備関連の個別事業計画一覧

整備関連の事業の個別計画は次の通りとなります。各事業の進捗状況や新規事業の追加等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

(1)住宅・建築物関連

	事業主体	事業名	地区名	担当課
1	町	壬生町公共施設等総合管理計画	町内全域	総務課
2	町	建築物耐震改修促進事業	町内全域	都市計画課
3	町	小中学校老朽化対策事業 (長寿命化計画の策定により老朽化対策を実施)	町内全域	学校教育課

(2)道路関連

	事業主体	路線名	工区名・事業名	事業概要	全体事業費	期間	担当課
1	町	町道 2-279 号線	壬生町おもちゃのまち地内	冠水対策	140 百万円	R3 年 4 月～ R6 年 3 月	建設課
2	町	町道 2-282 号線	壬生町おもちゃのまち地内	冠水対策	170 百万円	R3 年 4 月～ R9 年 3 月 (R6 年度末に 部分供用見込)	建設課
3	町	町道 2-280 号線	壬生町おもちゃのまち地内	冠水対策	310 百万円	R3 年 4 月～ R11 年 3 月 (R6 年度末に 部分供用見込)	建設課
4	町	町道 2-308 号線	壬生町おもちゃのまち地内	冠水対策	240 百万円	R3 年 4 月～ R8 年 3 月 (R6 年度末に 部分供用見込)	建設課
5	町	町道 2-306 号線	壬生町おもちゃのまち地内	冠水対策	225 百万円	R3 年 4 月～ R11 年 3 月 (R8 年度末に 部分供用見込)	建設課
6	町	町道 2-305 号線	壬生町おもちゃのまち地内	冠水対策	135 百万円	R3 年 4 月～ R9 年 3 月 (R6 年度末に 部分供用見込)	建設課
7	町	町道 2-286 号線	壬生町おもちゃのまち地内	冠水対策	100 百万円	R3 年 4 月～ R11 年 3 月	建設課
8	町	町道 2-772 号線、町道 2-777 号線	壬生町壬生丁地内	避難路の整備	493 百万円	R6 年 4 月～ R12 年 3 月 (R7 年度末に 部分供用見込)	建設課
9	組合	都市計画道路 3・3・901 号線 おもちゃのまち 下古山線ほか 3 路線、区画道路等	六美町北部土地 区画整理事業	通学路、鉄道駅アクセス道路、緊急輸送道路等の整備	9,850 百万円 (うち都市計画道路 3,000 百万円)	H31 年 3 月～ R11 年 3 月 (うち都市計画道路 R 元年 4 月～R9 年 3 月)	都市計画課
10	町	駅前広場	国谷駅前広場	交通結節点の整備	630 百万円	R4 年 7 月～ R9 年 3 月	都市計画課

(3) 上下水道関連

	事業主体	地区名	事業概要	全体事業費	期間	備考	担当課
1	水道事業者	町内全域	上水道施設耐震化・施設更新	1,033 百万円	H22 ~R9	重要給水施設配水管	水道課
2	水道事業者	北部配水区	上水道施設耐震化・施設更新	250 百万円	R7~ R8	北部配水場	水道課
3	下水道事業者	北部処理区	老朽化調査 (更新・耐震化)	50 百万円	5 年	R2 年度実施中の老朽管調査の結果を基に更新・耐震化の計画を策定予定	下水道課
4	下水道事業者	水処理センター	水処理センター更新工事・耐震化工事	1,307 百万円	5 年	-	下水道課

(4) 公園関連

	事業主体	工区名・事業名	事業概要	全体事業費	期間	担当課
1	町	公園施設長寿命化対策支援事業	施設改修等	300 百万円	R3 年度 ~R12 年度	都市計画課

(5) 消防関連

	事業主体	工区名・事業名	事業概要	全体事業費	期間	担当課
1	町	地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化	マスク/ヘルメット/防火衣/無線機/消火器等	2 百万円	随時購入	総務課
2	町	消防防災施設の整備推進	耐震性貯水槽/備蓄倉庫	7 百万円	半年	総務課
3	町	防災情報の伝達体制の強化	防災情報システム関係	10 百万円	1年	総務課

資料編

1 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

本町の特性や自然災害の想定を踏まえて設定したリスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)ごとに、そのリスクを回避するための施策の取り組み状況や不足等を検討し、脆弱性の評価を行いました。評価の結果は以下のとおりとなります。

事前に備えるべき 目標	起きてはならない最悪の事態 (●印はリスクシナリオ回避に向けて考え得る本町の課題・脆弱性)
1 あらゆる自然 災害に対し、 直接死を最大 限防ぐ	<p>1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生、交通麻痺</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住宅の耐震化については、民間住宅の耐震化が課題となっていることから、引き続き、効果的な普及啓発を行うとともに、国・県の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。 ●学校、病院等、多数の者が利用する建築物等について、国・県の支援制度等を有効活用するとともに、県と連携し、耐震化の促進を図る必要がある。 ●地震や火災、水害等が発生すると多くの人命に関わる医療機関や社会福祉施設において、国・県の支援制度等を有効活用し、防火対策等の促進を図る必要がある。 ●東日本大震災の発生時に被害が顕著であった天井、外壁、窓ガラス、エレベーター、エスカレーター、ブロック塀等の非構造部材について、耐震対策の促進を図る必要がある。 ●高度経済成長期に整備された社会資本等が、今後一斉に老朽化していくことが見込まれることから、「壬生町公共施設等総合管理計画」等に沿って適切な維持管理等を行う必要がある。 ●災害発生時の倒壊等による危害を防ぐため、管理が不十分な老朽空き家について、県等と連携し、除却や適正管理の指導等の対策を進める必要がある。 ●避難路、物資輸送路、防災公園の整備、幹線道路の無電柱化など、災害に対する予防や発生時における応急対策(防災・減災)、更に速やかな復旧・復興に資する市街地整備を促進する必要がある。 ●土砂災害が発生した場合、人家への被害や、公共施設・交通網の機能が損なわれるおそれがあるため、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設などの土砂災害防止施設の整備を推進していく必要がある。 ●災害発生時に町全体で円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、県及び関係機関・民間団体等と連携して、町民の防災意識の高揚に努めるとともに、児童・生徒及び教職員、防災上重要な施設(火薬類、高圧ガス等の危険物の保安管理施設、病院、社会福祉施設、ホテル、大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設など)の管理者及び職員に対する防災教育を実施する必要がある。 ●災害発生時に対応できる体制を整えるため、自主防災組織、防災士の育成、実践力の向上や消防団の充実・強化、活性化の推進など、地域防災力を向上させる必要がある。

事前に備えるべき 目標	起きてはならない最悪の事態 (●印はリスクシナリオ回避に向けて考え得る本町の課題・脆弱性)	
1 あらゆる自然 災害に対し、 直接死を最大 限防ぐ	1-2	<p>密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大規模な震災発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行えるよう、消防団員の確保や資質の向上などの消防組織の充実・強化、市町、消防本部における消防施設の充実、広域的な消火応援受入体制の整備を促進する必要がある。 ●災害発生時に国、県、防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集、伝達を確保するため、より効果的な体制を確立する必要がある。 ●町民等への情報伝達手段として、防災行政無線をはじめ、緊急速報メール、CATV等の活用を促進するとともに、災害情報共有システム（Lアラート）の適切な運用、地理空間情報の活用など、地域の実情や地震・豪雨など災害に応じた多様な方法による災害情報の伝達手段を確立する必要がある。 ●災害発生時の一連の行動に支援を必要とする避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿の作成や情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備を実施する必要がある。 ●言語の違い等により、日本語による防災情報の理解が困難な外国人の安全を確保するため、防災に関する情報の多言語化や、災害時外国人サポーター及び災害時外国人キーパーソンの確保など、県と連携しながら支援体制を整備する必要がある。
	1-3	<p>突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水やため池、防災インフラ等の損壊・機能不全、堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ●町民の生命・財産を守るため、河川整備を着実に推進する必要がある。 ●河川の堆積土除去や堤防補強など、水害を予防し、河川の安全性を高める防災・減災対策を推進する必要がある。 ●災害発生時の防災・減災対策、早期復旧のための資機材等を平常時から確保しておく必要がある。 ●排水施設等について再点検を行い、これまでの降雨を踏まえた施設の機能向上や、浸水被害が発生した場合に機能が停止するおそれがある施設の耐水化など必要な改善を行う必要がある。 ●情報通信技術（ICT）を活用した洪水予報、雨量・河川水位等の防災情報の提供など、必要な防災情報を随時入手できる体制を強化する必要がある。 ●浸水想定区域の指定箇所など、災害のおそれがある危険箇所に関する町民に対する周知を図るとともに、洪水から町民が円滑に避難できるよう、洪水ハザードマップの有効活用を支援する必要がある。 ●被災した場合に農業生産等への影響が大きい基幹的農業水利施設（農業用ため池、排水機場等）の損壊等による被害を防止するため、ハザードマップの作成や耐震化等の対策を推進する必要がある。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態 (●印はリスクシナリオ回避に向けて考え得る本町の課題・脆弱性)	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-4	<p>暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生、広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態</p> <ul style="list-style-type: none"> ●緊急輸送道路及び重要物流道路に指定されている路線等について、計画的な整備、維持管理に努めるとともに、より円滑な輸送体制の確保を図るため、関係者間で協議の上、随時指定路線の見直し等を行う必要がある。 ●災害発生後の迅速かつ確かな情報収集・伝達及び関係機関相互の情報の共有を図るため、停電による公衆回線の使用不能等の事態に備え、関係機関が設置している発電機の老朽化対策を促進するなど、災害時に安定した電源を確保する必要がある。
		2-1	<p>被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給の停止</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害発生時に被災地域町民等の生活を確保するため、計画的な現物備蓄の推進や、事業者等との協定などに基づく流通備蓄の実施により、食料、生活必需品を確保する必要がある。 ●災害発生時の緊急医療の迅速な対応を図るため、医療機関、医薬品卸売業者等と連携しながら、医薬品、資器材等の計画的な備蓄を推進する必要がある。 ●災害応急対策活動や被災町民の生活支援に必要な資機材の迅速、円滑な確保を図るため、県と連携しながら、防災用資機材の計画的な備蓄を推進する必要がある。 ●災害発生時に、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、国、県、関係機関と連携しながら、緊急輸送体制を整備する必要がある。 ●緊急輸送道路及び重要物流道路に指定されている路線等について、計画的な整備、維持管理に努めるとともに、より円滑な輸送体制の確保を図るため、関係者間で協議の上、随時指定路線の見直し等を行う必要がある。〔再掲〕 ●災害発生時の飲料水供給の長期停止を防ぐため、水道施設の耐震化や基幹管路の老朽化対策を推進する必要がある。
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-2	<p>警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</p> <ul style="list-style-type: none"> ●近隣自治体等との間で締結している災害時の相互応援、広域応援等に関する協定について、連絡体制の整備、防災拠点施設、臨時ヘリポート、緊急輸送道路等に関する情報交換、総合防災訓練への参加による相互応援体制の充実・強化など、適切な運用を行う必要がある。 ●国や県、県外自治体等からの応援を迅速かつ効果的に受けることができるよう、物資や資材等の供給などの受援手続、防災拠点等に関する情報の把握などを通じて、町内の受援体制の整備を行う必要がある。 ●町内で発生した大規模災害時における人命救助活動等を迅速かつ効果的なものとするため、消防の広域応援体制の整備を行う必要がある。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態 (●印はリスクシナリオ回避に向けて考え得る本町の課題・脆弱性)	
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-3	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱 ●連絡体制の整備、収容施設や代替輸送手段の確保など、平常時から、県や公共交通機関等の関係機関と連携し、帰宅困難者の受入態勢を整備する必要がある。 ●大規模災害発生時等において、帰宅困難者が発生した場合、交通機関、観光施設、事業所等においては、当面の間、その施設や事業所内に利用者、従業員等を留めておくことが必要となることから、飲料水や食料等の緊急物資の備蓄を促進する必要がある。
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートへの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 ●災害時の医療体制を確保するため、災害拠点病院の全ての建物の耐震化、広域搬送等に対応するためのヘリポートの整備、災害拠点病院における食料、飲料水、医薬品等の現物備蓄や緊急時における供給体制の整備などを促進する必要がある。 ●医療機関、関係機関と連携し、電気、ガス、水道、医療機関等の自家発電や医療従事者、患者搬送用の燃料等について、災害時における医療施設等への円滑な供給体制の整備を促進する必要がある。 ●災害発生時に、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、国、県、関係機関と連携しながら、緊急輸送体制を整備する必要がある。 〔再掲〕
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生 ●避難場所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のため、平常時から消毒や害虫駆除を行うための体制等の構築など、感染症予防対策を行う必要がある。 ●大規模地震発生時における公衆衛生問題や交通障害の発生を防止するため、下水道施設の耐震化等を図る必要がある。
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による地方行政機関の職員・施設等の機能の大幅な低下、現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱 ●大規模災害発生時における迅速かつ確かな災害応急対策を実施するため、消火、救出・救助活動、物資輸送活動、医療活動等において重要な役割を担う防災拠点について、関係機関と連携を図りながら、計画的に整備していく必要がある。 ●「壬生町業務継続計画」の実効性を高めるため、組織改編、業務内容や施設設備の変更等があった場合には、必要な計画の改定を行うほか、訓練等の実施、検証を通じた新たな課題等の洗い出しによる継続的な改善を行うことで、災害対応力の向上を図る必要がある。 ●近隣自治体等との間で締結している災害時の相互応援、広域応援等に関する協定について、連絡体制の整備、防災拠点施設、臨時ヘリポート、緊急輸送道路等に関する情報交換、総合防災訓練への参加による相互応援体制の充実・強化など、適切な運用を行う必要がある。〔再掲〕 ●国や県、県外自治体等からの応援を迅速かつ効果的に受けることができるよう、物資や資材等の供給などの受援手続、防災拠点等に関する情報の把握などを通じて、町内の受援体制の整備を行う必要がある。〔再掲〕

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態 (●印はリスクシナリオ回避に向けて考え得る本町の課題・脆弱性)	
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、エネルギー供給の停止による社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な被害、金融サービス・郵便等の機能停止による町民生活・商取引等への甚大な影響
			<ul style="list-style-type: none"> ●事業者等における自主的な防災対策の推進を促すため、啓発セミナーの開催、策定を支援する人材の育成など、町内事業者におけるBCPの策定支援に取り組む必要がある。 ●我が国全体の強靱化に貢献する観点から、首都直下地震等、首都機能に甚大な被害を生じる災害が発生した場合でも、事業継続が担保されるよう東京圏等に立地する企業の本社機能等の移転促進に向けた取組を図る必要がある。
		4-2	基幹的陸上・海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
			<ul style="list-style-type: none"> ●災害発生時においても安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、過去に災害履歴がある箇所や事前通行規制区間の解消が求められる箇所等について、防災・減災対策を実施する必要がある。 ●災害発生時においても交通結節点への安全かつ円滑な通行を確保するため、交通結節点に直接接続し、円滑な乗り換えや乗り継ぎの確保に必要となる幹線道路の整備や、交通広場などの代替輸送車両等の滞留の用に供する空間の整備を推進する必要がある。 ●災害発生時に陸上輸送に支障をきたす場合に備え、臨時ヘリポートの選定等、県等と連携しながら必要な措置を講じる必要がある。 ●災害発生時に迂回路として活用しうる町道を把握し、整備を進めるなど、避難路や代替輸送路を確保する必要がある。 ●災害発生時に、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、国、県、関係機関と連携しながら、緊急輸送体制を整備する必要がある。 〔再掲〕 ●緊急輸送道路及び重要物流道路に指定されている路線等について、計画的な整備、維持管理に努めるとともに、より円滑な輸送体制の確保を図るため、関係者間で協議の上、随時指定路線の見直し等を行う必要がある。〔再掲〕

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態 (●印はリスクシナリオ回避に向けて考え得る本町の課題・脆弱性)	
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う国民生活・社会経済活動への甚大な影響 ●災害発生時に被災地域町民等の生活を確保するため、計画的な現物備蓄の推進や、事業者等との協定などに基づく流通備蓄の実施により、食料、生活必需品を確保する必要がある。〔再掲〕 ●農業用施設及び林業用施設の異常な兆候の早期発見や故障等への早期対応を図るため、施設管理者による平常時における点検を促進する必要がある。
		4-4	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃 ●地震発生時に倒壊建屋等からの有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するための対策を進める必要がある。 ●近隣の原子力発電所等における異常事態等が発生した場合に、町民の生命及び身体を原子力災害から保護するため、異常事態等に関する情報収集・連絡体制の整備・充実、緊急時のモニタリング体制の強化など、原子力災害対策を推進する必要がある。
		4-5	農地・森林等の被害による国土の荒廃 ●農業・農村が有する国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能が発揮されるよう、地域の共同による農地・農業用水利施設等の保全活動を推進する必要がある。
		5-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止 ●災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気、ガス、水道などのライフライン関係機関と連携しながら、発電施設、ガス導管網の耐震化、LPガス充てん所における緊急時に備えた訓練の実施など、災害対応力を強化する必要がある。 ●大規模災害発生時において、長期停電を回避するための電源確保が重要であることから、太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用やコージェネレーション等分散型エネルギーの導入拡大等によりエネルギーの安定供給を図る必要がある。
5	情報通信機能・情報サービス、ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-2	上下水道の施設等の長期間にわたる供給及び処理機能停止、異常濁水等による、処理停止及び給排水途絶に伴う生産活動への甚大な影響 ●災害発生時の飲料水供給の長期停止を防ぐため、水道施設の耐震化や基幹管路の老朽化対策を推進する必要がある。〔再掲〕 ●大規模地震発生時における公衆衛生問題や交通障害の発生を防止するため、下水道施設の耐震化等を図る必要がある。〔再掲〕 ●農業集落排水施設について、長期的な汚水処理機能を確保するため、速やかな機能診断の実施と、これに基づく老朽化対策等を着実に進めていく必要がある。

事前に備えるべき 目標	起きてはならない最悪の事態 (●印はリスクシナリオ回避に向けて考え得る本町の課題・脆弱性)	
5 情報通信機能・情報サービス、ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-3	防災インフラの長期間にわたる供給停止 <ul style="list-style-type: none"> ●緊急輸送道路及び重要物流道路に指定されている路線等について、計画的な整備、維持管理に努めるとともに、より円滑な輸送体制の確保を図るため、関係者間で協議の上、随時指定路線の見直し等を行う必要がある。〔再掲〕 ●排水施設等について再点検を行い、これまでの降雨を踏まえた施設の機能向上や、浸水被害が発生した場合に機関が停止するおそれがある施設の耐水化など必要な改善を行う必要がある。〔再掲〕 ●災害発生時の飲料水供給の長期停止を防ぐため、水道施設の耐震化や基幹管路の老朽化対策を推進する必要がある。〔再掲〕 ●大規模地震発生時における公衆衛生問題や交通障害の発生を防止するため、下水道施設の耐震化等を図る必要がある。〔再掲〕
	5-4	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止とそれに伴う災害情報が必要な者に伝達できない事態、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 <ul style="list-style-type: none"> ●災害発生後の迅速かつ的確な情報収集・伝達及び関係機関相互の情報の共有を図るため、停電による公衆回線の使用不能等の事態に備え、関係機関が設置している発電機の老朽化対策を促進するなど、災害時に安定した電源を確保する必要がある。〔再掲〕 ●災害発生時に国、県、防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集、伝達を確保するため、より効果的な体制を確立する必要がある。〔再掲〕 ●町民等への情報伝達手段として、防災行政無線をはじめ、緊急速報メール、CATV等の活用を促進するとともに、災害情報共有システム（Lアラート）の適切な運用、地理空間情報の活用など、地域の実情や地震・豪雨など災害に応じた多様な方法による災害情報の伝達手段を確立する必要がある。〔再掲〕

事前に備えるべき 目標	起きてはならない最悪の事態 (●印はリスクシナリオ回避に向けて考え得る本町の課題・脆弱性)	
6 社会・経済が 迅速かつ従前 より強靱な姿 で復興できる 条件を整備す る	6-1	<p>大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県や関係機関等と連携し、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための体制を整備する必要がある。 ● 災害発生時の倒壊等による危害を防ぐため、管理が不十分な老朽空き家について、県等と連携し、除却や適正管理の指導等の対策を進める必要がある。〔再掲〕
	6-2	<p>復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興ができなくなる事態</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建設業者と施設の維持管理業務委託契約を締結し、あらかじめ各建設業者が担当する区域等を定めることにより、迅速に応急対策を行える体制を整備する必要がある。 ● 道路啓開を迅速に行う等復旧・復興に携わる人材の確保を図るため、災害時応援協定を締結する団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、防災訓練等を通して、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図ります。 ● 災害ボランティアの活動を支援するため、ボランティア活動の主体となる社会福祉協議会・NPO等との情報共有やボランティアの資質向上のための各種研修、訓練等を実施する必要がある。
	6-3	<p>貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生時に町全体で円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、県及び関係機関・民間団体等と連携して、町民の防災意識の高揚に努めるとともに、児童・生徒及び教職員、防災上重要な施設（火薬類、高圧ガス等の危険物の保安管理施設、病院、社会福祉施設、ホテル、大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設など）の管理者及び職員に対する防災教育を実施する必要がある。〔再掲〕 ● 災害発生時に対応できる体制を整えるため、自主防災組織の育成、実践力の向上や消防団の充実・強化、活性化の推進など、地域防災力を向上させる必要がある。〔再掲〕 ● 「壬生町業務継続計画」の実効性を高めるため、組織改編、業務内容や施設設備の変更等があった場合には、必要な計画の改定を行うほか、訓練等の実施、検証を通じた新たな課題等の洗い出しによる継続的な改善を行うことで、災害対応力の向上を図る必要がある。〔再掲〕 ● 災害発生時の一連の行動に支援を必要とする避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿の作成や情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備を実施する必要がある。〔再掲〕 ● 町総合防災訓練において、外国人の町民を含めた避難誘導訓練や、災害発生時に外国人に対する支援活動の拠点として設置される災害多言語支援センターの設置・運営訓練の実施により、行政職員及び町民に対して災害時における外国人の町民支援の必要性についての意識啓発を行うとともに、外国人の町民の防災への意識の向上を図る必要がある。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態 (●印はリスクシナリオ回避に向けて考え得る本町の課題・脆弱性)	
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
			●被災後の迅速な復旧・復興が可能となる現地復元性のある地図を整備するため、地籍調査の推進を図る必要がある。
		6-5	風評被害や信用不安、生産力の回復の遅れ、大量失業・倒産等による経済等への甚大な影響
			<ul style="list-style-type: none"> ●事業者等における自主的な防災対策の推進を促すため、啓発セミナーの開催、策定を支援する人材の育成など、町内事業者におけるBCPの策定支援に取り組む必要がある。〔再掲〕 ●地震発生時に倒壊建屋等からの有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するための対策を進める必要がある。〔再掲〕 ●近隣県の原子力発電所等における異常事態等が発生した場合に、町民の生命及び身体を原子力災害から保護するため、異常事態等に関する情報収集・連絡体制の整備・充実、緊急時のモニタリング体制の強化など、原子力災害対策を推進する必要がある。〔再掲〕

